

業務委託に関する個別事項 (令和8年度ライフプラン・動画等広報業務)

1 趣旨

若い世代が、早い時期に自らのライフプランについて考えるきっかけとなるよう、結婚、子育て、仕事（ワーク・ライフ・バランス）等に期待を持てる動画を広報・配信し、本事業の周知と気運醸成を図る。

2 委託業務内容

(1) 県作成動画の広報・配信

多様な価値観のもと、早い時期に自らのライフプランについて、経済面、健康面等の様々な面から考えるきっかけになるとともに、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等に期待を持つことを目的に県が作成したライフプラン形成応援に関する動画を広く配信する。

ア 広報・配信方法の例

- ・ SNS や動画配信サービス等を活用し、若者世代へ効果的な周知を図る。
- ・ 映画広告、大学等の学内掲示版、街頭ビジョン等を通じて幅広く情報発信する。

イ 県作成の動画5本

①結婚編、②子育て編、③仕事と育児の両立編、④プレコンセプションケア編⑤将来を考えるきっかけづくり編

動画は、内容の趣旨を損なわない範囲で、広報や配信の手法に応じて編集・加工（例：ショートクリップ化、字幕やテロップの追加、サムネイルの作成など）を行っても差し支えない。

ウ その他

以下の3つを工夫した企画提案をしてください。

- ・ 若い世代の視聴を増やす工夫
- ・ 効率的かつ具体的な配信方法の工夫
- ・ 周知・PR手法に関する工夫

(2) その他の独自の提案事項

本仕様書に記載のない事項であっても、本事業の目的達成に資するものであれば、積極的に提案を行うこと。

なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

3 その他

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、本業務の実施に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、本業務の実施に係る業務など全般とする。
- (3) 業務の各過程においては、鹿児島県子ども政策課と十分な協議、連携を行うこと。